

## 堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める 条例の一部改正について

### 1 改正を必要とする経過・背景

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設）の居室の定員については、国の参酌基準に基づき「1人」と定めているが、第8期介護保険事業計画（R3～R5）における介護保険施設を整備計画するにあたって、審議会（堺市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会）においても意見があり、特別養護老人ホームの入所者の経済的負担を軽減し、もって利用促進を図るため、居室の定員を緩和することとした。

### 2 改正理由・改正内容

個室（1人部屋）は多床室（4人部屋）と比べて入所者の負担（介護保険自己負担額及び居住費）が大きく、低所得者の入所が難しいため、居室定員を「1人」から「4人以下」に改めた。

### 3 施行日

令和3年4月1日